第34回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
	新規計画 7件						
1	宮城県	登米市	登米市観光どぶ ろく特区	登米市の全域	本市には、年間を通じてたくさんの観光客が訪れているが、その多くは滞在時間の短い通過型観光となっており、市内を周遊する等滞在型観光へのシフトが課題となっている。 登米市観光どぶろく特区の認定を受けることにより、滞在型観光に向けた有力な手段が加わることになり、都市と農山村の交流拡大が期待されるとともに、農商工連携による産業振興等が期待され経済的な効果をもたらすことにつながる。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
2	群馬県	玉村町	玉村町国際教育 特区		玉村町では、国際教育に対するニーズは多様化し、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者も増えている。こうしたニーズに対応し、民間事業者の意欲とソウハウを活用して、英語マージョン教育を行う小学校を株式会社が設置し、特定事業を実施する。これにより、子どもたちの進路の選択肢の多様化と、町全体の英語教育の充実・振興を図る。また、併せて地域の活性化も期待される。	816	学校設置会社による学校設 置事業
3	山梨県	韮崎市	武田の里にらさき ワイン特区	韮崎市の全域	韮崎市は古くから気象・土壌等の諸条件の優位さを活かし 葡萄をはじめとした果樹栽培が盛んな地域である。しかしな がら近年は農業従事者の高齢化や後継者不足等により衰 退の傾向にあり、それを主因として遊休農地も顕在化して きている。これら状況を解消するため地元産の果樹を利用 レクオリティの高いワイン造りを行うことで観光と併せた展 開を図るとともに、特定農業者等の独創性あふれる事業展 開により、地域農産物の利用拡大、雇用創出、地産地消な ど様々な地域の活性化を推進していく。	709(710)	特産種類の製造事業
4	長野県	塩尻市	桔梗ヶ原ワインバ レー特区	塩尻市の全域	現在、市内には、8つのワイナリーがあり、県産ワインの8割が塩尻産である。また、産地「桔梗ヶ原」の名を冠したワインは、国内外のコンケールで高く評価されている。しかしながら、近年、ぶどう栽培農家の減少や高齢化等により、良質な醸造用ぶどうの確保が課題となっている。そこで、本市では、塩尻ワイン大学を開講し、ワイン産業に関わる人材の育成確保を図るとともに、ワイン特区を取得し、ぶどう生産振興を含めたワイン産業全体の振興を図り、地域農業の再生と地域活性化を図りたい。	709(710)	特産酒類の製造事業
5	香川県	三豊市	三豊市フルーツリ キュール特区	三豊市の全域	三豊市では、これまで『フルーツ王国みとよ』と銘打ち、地域の果実を中心に、安心安全な果物の情報発信のほか、各種イベントなどにより知名度向上運動を行ってきたが、依然として農業所得の低下や担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えている。特例措置を活用し、地域でとれた果物を原材料としたリキュールの製造に参入しやすくなり、新たな地域ブランドの創出や地域活性化を図る。	709(710)	特産酒類の製造事業
6	高知県	中土佐町	中土佐町ふるさと 農業資源活用特 区	高知県高岡郡中土佐 町の区域の一部	地域で生産している農業資源をより活用しやすくするため、 特例措置を受け濁酒を製造することにより、現在取り組み を進めている米ブランド化や、生産品等の更なる付加価値 付けによる交流人口の拡大及び町のアピールをすること で、地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
7	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発 達支援センター安 心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	児童発達支援センターにお ける給食の外部搬入方式 の容認事業

登米市観光どぶろく特区

都道府県名:

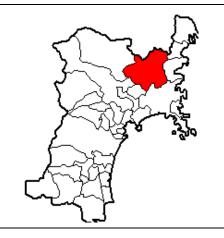
宮城県

申請主体名:

登米市

区域の範囲:

登米市の全域



特区の概要:

本市には、年間を通じてたくさんの観光客が訪れているが、 その多くは滞在時間の短い通過型観光となっており、市内を 周遊する等滞在型観光へのシフトが課題となっている。

登米市観光どぶろく特区の認定を受けることにより、滞在 型観光に向けた有力な手段が加わることになり、都市と農山 村の交流拡大が期待されるとともに、農商工連携による産業 振興等が期待され経済的な効果をもたらすことにつながる。

適用される規制

特定農業者による特定酒類の製造事業



ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内 登米市の母なる北上川、豊かな水が農作物 沼は、日本一の渡り鳥の飛来地



の源

玉村町国際教育特区

都道府県名:

群馬県

申請主体名:

玉村町

区域の範囲:

玉村町の全域



特区の概要:

<u>玉村町では、国際教育に対するニーズは多様化し、将来英</u> 語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的 な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付け るカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児 童・保護者も増えている。こうしたニーズに対応し、民間事 業者の意欲とノウハウを活用して、英語イマージョン教育を 行う小学校を株式会社が設置し、特定事業を実施する。これ により、子どもたちの進路の選択肢の多様化と、町全体の英 語教育の充実・振興を図る。また、併せて地域の活性化も期 待される。

適用される規制 学校設置会社による学校設置事業



校舎外観



授業の様子

武田の里にらさきワイン特区

都道府県名:

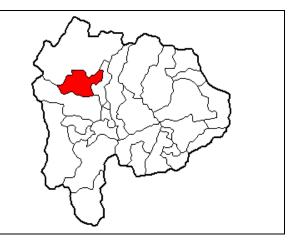
山梨県

申請主体名:

菲崎市

区域の範囲:

韮崎市の全域



特区の概要:

韮崎市は古くから気象・土壌等の諸条件の優位さを活かし 葡萄をはじめとした果樹栽培が盛んな地域である。しかしな がら近年は農業従事者の高齢化や後継者不足等により衰退の 傾向にあり、それを主因として遊休農地も顕在化してきてい る。これら状況を解消するため地元産の果樹を利用しクオリ ティの高いワイン造りを行うことで観光と併せた展開を図る とともに、特定農業者等の独創性あふれる事業展開により、 地域農産物の利用拡大、雇用創出、地産地消など様々な地域 の活性化を推進していく。

適用される規制

特産酒類の製造事業



ブドウ生産場所の状況



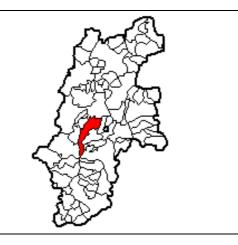
栽培の状況

桔梗ヶ原ワインバレー特区

都道府県名: 長野県

申請主体名: 塩尻市

塩尻市の全域 区域の範囲:



特区の概要:

現在、市内には、8つのワイナリーがあり、県産ワインの 8割が塩尻産である。また、産地「桔梗ヶ原」の名を冠した ワインは、国内外のコンクールで高く評価されている。しか しながら、近年、ぶどう栽培農家の減少や高齢化等により、 良質な醸造用ぶどうの確保が課題となっている。そこで、本 市では、塩尻ワイン大学を開講し、ワイン産業に関わる人材 の育成確保を図るとともに、ワイン特区を取得し、ぶどう生 産振興を含めたワイン産業全体の振興を図り、地域農業の再 生と地域活性化を図りたい。

適用される規制 特産酒類の製造事業



香り豊かに色づく桔梗ヶ原メルロー



古の時を今に伝えるワイン樽

三豊市フルーツリキュール特区

都道府県名:

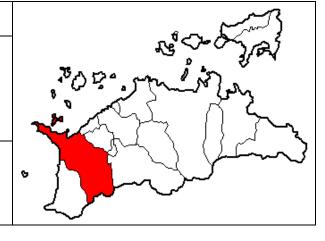
香川県

申請主体名:

三豊市

区域の範囲:

三豊市の全域



特区の概要:

三豊市では、これまで『フルーツ王国みとよ』と銘打ち、 地域の果実を中心に、安心安全な果物の情報発信のほか、各 種イベントなどにより知名度向上運動を行ってきたが、依然 として農業所得の低下や担い手不足、耕作放棄地の増加など 多くの課題を抱えている。

特例措置を活用し、地域でとれた果物を原材料としたリキ ュールの製造に参入しやすくなり、新たな地域ブランドの創 出や地域活性化を図る。

適用される規制 特産酒類の製造事業







栽培の状況

中土佐町ふるさと農業資源活用特区

都道府県名:

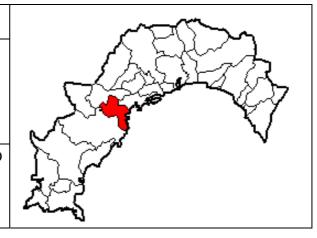
高知県

申請主体名:

高岡郡中土佐町

区域の範囲:

中土佐町の区域の 一部(大野見地区)



特区の概要:

地域で生産している農業資源をより活用しやすくするため、特例措置を受け濁酒を製造することにより、現在取り組みを進めている米ブランド化や、生産品等の更なる付加価値付けによる交流人口の拡大及び町のアピールをすることで、地域の活性化を図る。

適用される規制 の特例措置:

適用される規制 特定農業者による特定酒類の製造事業



四万十の清粒「大野見米」



清流四万十川の恩恵を受け育つ稲

伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名:

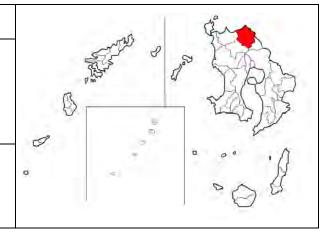
鹿児島県

申請主体名:

伊佐市

区域の範囲:

伊佐市の全域



特区の概要:

伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食 1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等 が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食 材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発 達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内 容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこ だわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発 達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムー ズな学校生活へとつなげていく。

の特例措置:

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事



給食を、みんなで楽しく



伊佐市子ども発達支援センター